

西宮市環境衛生協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、西宮市環境衛生協議会(以下「協議会」という。)の活動に対し補助金を交付することにより、協議会の活動を促進し、環境衛生、保健衛生及び環境保全に関する市民の自主的な活動の啓発と公衆衛生及び環境課題の改善向上を図ることを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 市長は、予算の範囲内において、次の活動に対して補助金を交付することができる。

- (1) 環境衛生、保健衛生及び環境保全に関する意識の啓発及び実践活動
- (2) 関係諸団体との連携
- (3) その他目的を達成するための諸事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の活動を実施するのに必要な経費で、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

(補助金の算定)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が決定する。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは補助金規則に基づき手続きを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行する。